

R7 フェリーを活用した モーダルシフト促進事業

秋田県では、秋田港を発着するフェリー航路を活用して、貨物輸送を環境負荷の小さいフェリー輸送へ転換するモーダルシフトを促進するため、次の事業を実施します！！

モーダルシフト促進事業

補助対象者	貨物運送事業者（貨物の輸送を実施する者）及び 荷主企業（貨物の輸送を委託する者）
補助対象経費	秋田港を出発又は到着するフェリー輸送に係る貨物運賃 （対象とする車両等） ・全長が6m以上の事業用トラック又は無人航送用トレーラーシャーシ ・その他知事が適当と認める車両等
補助要件 ①新規利用事業者 の場合	次の条件のいずれかを満たすこと ・秋田港を出発又は到着するフェリーを利用して新たな貨物を輸送すること ・他の輸送手段から変更し、秋田港を出発又は到着するフェリーを利用して貨物を輸送すること（トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さいフェリーの利用への転換に資すること）
補助要件 ②継続利用事業者 の場合	次の条件の全てを満たすこと ・令和4年度から令和6年度のいずれかの年度において本事業を活用しており、当該年度よりもフェリー輸送の実績が増加していること ※当該年度の実績については、下記お問い合わせ先に確認ください。 ・本事業活用年度から、昨年度まで毎年度フェリー秋田航路を活用していること。
補助率	1／2
補助金の額	① 新規利用事業者の場合 車両等1台当たり上限額3万円（1事業者当たり上限額30万円） ② 継続利用事業者の場合 車両等1台当たり上限額2万円（1事業者当たり上限額20万円）

< 補助事業の流れ >

- ①【事業者様】申請書の提出
 - ・様式第1号 補助金等交付申請書
 - ・様式第2号 事業実施計画書
 - ・様式第3号 収支予算書
 - ・要領様式第1－1号 モーダルシフト促進事業計画書
- ②秋田県交通政策課での審査の後、「補助金交付決定通知」を発出
- ③【事業者様】事業の実施（＝フェリー秋田航路の利用）
- ④【事業者様】事業実績報告書の提出
- ⑤秋田県交通政策課での審査の後、補助金額の確定
- ⑥【事業者様】請求書の提出
- ⑦秋田県交通政策課での補助金の振り込み

お問い合わせ
申請先

秋田県観光文化スポーツ部交通政策課

〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎1階

TEL：018-860-1282 Mail：koutsuuseisakuka@pref.akita.lg.jp